

相伝 -souden





「相伝」という言葉は、技を伝える方法で先生から生徒へ直接教えることという直訳です。難しい相続や贈与など、資産税に関することを事例を交えながらわかりやすく書いています。ぜひご一読ください。

----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2026.4.20 vol.122

 課税割合は、基礎控除額引き下げがあった平成27年分以降過去最高！！
～全国では10人に1人が相続税の対象に！！東京国税局管内は6人に1人が対象に！！～

 **なぜ増える？取得する財産が同じでも相続税が変わる理由**

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



課税割合は、基礎控除額引き下げがあった平成 27 年分以降過去最高！！

～全国では 10 人に 1 人が相続税の対象に！！

東京国税局管内は 6 人に 1 人が対象に！！～

Writer 公認会計士／税理士 上坂 朋宏

令和 7 年 12 月に、国税庁及び各国税局から「令和 6 年分 相続税の申告事績の概要」が公表されました。

特徴的なことは、申告書の提出に係る被相続人の数、課税価格の総額、申告税額の総額が、基礎控除額引き下げがあった平成 27 年分以降過去最高になったことです。

※) カッコ内は対前年比

	全国	東京
課税割合 (%)	10.4 (+0.5ポイント)	16.2 (+0.8ポイント)
課税価格 (億円)	233,846 (108.1%)	86,522 (108.1%)
税額 (億円)	32,446 (108.0%)	14,250 (105.8%)
被相続人1人当たり課税価格 (万円)	14,025 (101.0%)	16,209 (100.0%)
被相続人1人当たり税額 (万円)	1,946 (100.8%)	2,670 (97.9%)

出典: 国税庁公表資料・東京国税局公表資料

私共は、年間で 40 件から 50 件の相続税申告を請け負わせていただいておりますが、亡くなった方で相続税がかかる方の割合である課税割合の増加は、実感として感じています。これは、上述しましたが、基礎控除額引き下げがあった平成 27 年分以降、顕著にみられる傾向です。

そして、全国申告事績から、特徴は何かとみると、課税割合は伸びていますが、それ以上に相続税がかかる財産の総額である課税価格(108.1%)が伸びているということです。

これは、

- ① 昨今の日経平均株価の上昇
- ② 地方においても不動産価格が上昇している
- ③ 高齢者の資産保有がより伸びている

ということがあげられるのでは？と思います。それは、課税価格の割合、つまり相続で引き継いだ財産の割合を見ると、納得がいくと思います。現金・預貯金等が 34.9%、土地が 30.2%、有価証券が 17.8%、家屋が 4.8%、その他が 12.3%でした。つまり、土地の比率は低下し、現金・預貯金等と有価証券の比率が高まる流れになっているのです。

このように考えると、今後も相続税の対象になってくる方はますます増えていくと思います。そして、

国税庁の見るポイントは、現預金・有価証券を中心に把握漏れを今まで以上に確認することが増えていくものと思います。通帳、証券口座、名義預金、家族間資金移動、贈与履歴の確認がますます重要になります。

■まずは生前の財産一覧化を！！

上記の対策としては、「備えあれば憂いなし」と言われるように、まずは生前の財産一覧化です。私共は、無料相談も実施していますので、不安のある方は、是非、ご利用してください。

最後に、金沢国税局管内での令和6年分の事績は以下です。

申告対象被相続人数が3,767人、課税割合9.2%、課税価格総額4,801億円、税額585億円。課税割合は少し低いですが、やはり10人に1人程度、相続税の対象になります。

なぜ増える？取得する財産が同じでも相続税が変わる理由

Writer 相続アドバイザー 鯖谷 悠斗

昨今のインフレにより、不動産や株式などの資産価格は上昇傾向にあります。資産価格が上昇するとこれまで相続税の課税対象とならなかった方でも対象となるケースが増えることが想定されます。そこで今回は、相続税の特徴的な税額計算の仕組みについて簡単にご説明します。

相続税は基本的には取得した財産の金額（以下「課税価格」）に応じて課税されます。ただし、それだけで税額が決まるわけではありません。実は、他の相続人がいくら取得したかによっても、ご自身の税額が変動する仕組みになっています。

■ケース例

父親に相続が発生し、相続人は長男と二男の2名のみのケース例を紹介します。

【ケース1】

課税価格 長男、二男ともにそれぞれ5,000万円（合計1億円）の場合
⇒相続税 長男385万円、二男385万円

【ケース2】

課税価格 長男1億円、二男5,000万円（合計1億5,000万円）の場合
⇒相続税 長男約1,227万円、二男約613万円



長男については相続した財産、つまり課税価格の増加にともない、相続税額も増加することはご理解いただけるかと思いますが、**課税価格が変わっていない二男の相続税額も増加している点がポイントです。**

なぜこのようなことが起こるのでしょうか。

■相続税の計算手順

相続税の計算は次の工程で行われます。

- ① 各人の課税価格を算出し、合計額を求める
- ② 基礎控除を差し引き「課税遺産総額」を求める
- ③ 上記②を法定相続割合で一度分割したと仮定してそれぞれの税額を算出する
- ④ 上記③を合計し「相続税の総額」を計算する
- ⑤ 最後に、実際の取得割合に応じて税額を按分する

ポイントは③と④です。

相続税は一度、法定相続割合で財産を取得したと仮定して税額を計算する仕組みになっています。この時点では実際の分け方は関係ありません。

そして、相続税は財産が多ければ多いほど税率、税額が増加する仕組みになっているため、計算式は割愛しますがケース1の相続税総額は770万円、ケース2の相続税総額は1,840万円になります。

最後に⑤でその総額を実際の取得割合に応じて分けるため次のようになります。

【ケース1】

相続税総額は770万円でした。

課税価格は5,000万円ずつの取得ですので相続税も同じ割合で385万円ずつです。

【ケース2】

相続税総額は1,840万円でした。

長男が1億円、二男が5,000万円の課税価格ですので、

長男 $1,840 \text{万円} \times 1 \text{億円} / 1 \text{億} 5,000 \text{万円} = \text{約} 1,227 \text{万円}$

二男 $1,840 \text{万円} \times 5,000 \text{万円} / 1 \text{億} 5,000 \text{万円} = \text{約} 613 \text{万円}$

となります。

このように自身の課税価格に変わりはないけれども他の相続人の課税価格次第で相続税は変わることになります。

■事前の準備が必要不可欠

ご自身が相続予定の財産だけを把握していても計算ができないのが相続税の難しいところです。そのため相続税の準備においては、ご家族全体の財産状況を早めに共有しておくことが重要です。

「うちは相続税がかかるのか分からない」

「どのように分けると税負担が変わるのか知りたい」

このような場合は試算だけでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

相続アドバイザーのつぶやき

今月、社内で初めての避難訓練を実施しました。社内で業務中に発生した地震を想定して、初動や部屋ごとに指定している避難経路を通して実際に外へ避難したりなど動き方を確認。その後はチーム別のディスカッションで「あそこが危ないよね。」「こういう場合はこうするといいかもね。」などと有意義な意見交換が行われていました。何も起きないのが一番ですが、命を守るためにやはり訓練は必要だと思いました。災害への備えはできている家庭も増えていますが、相続対策の備えができていない方は少ないかもしれません。私どもが皆さまの相続への備えのために、少しでもお役に立てれば幸いです。